

国医第 1744 号  
平成 30 年 10 月 29 日

各市町村国民健康保険主管課長 様  
埼玉県国民健康保険団体連合会事務局長 様

埼玉県保健医療部国保医療課長  
(公 印 省 略)

### 平成 31 年度保険者努力支援制度（県分）の取扱いについて

標記について、平成 31 年度保険者努力支援制度（県分）の再配分に関する評価指標及び具体的な算定方法等について、下記のとおり定めたのでお知らせします。

#### 記

##### 第 1 算定方法

- 1 平成 31 年度保険者努力支援制度（県分）は、全市町村保険者を交付対象とする。
- 2 埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、保険者努力支援制度の交付額を平成 31 年度の納付金算定に反映させる観点から、平成 30 年度中に平成 31 年度の交付見込額を算定することとする。
- 3 交付額の算定方法は、 $[(\text{体制構築加点} + \text{評価指標毎の加点}) \times \text{被保険者数} (\text{退職被保険者を含む})]$  により算出した点数を基準として、全保険者の算出点数の合計に占める割合に応じて、保険者努力支援制度（都道府県分）交付額の範囲内で 1 円単位で交付する。  
なお、被保険者数は平成 30 年 6 月 1 日現在の数値を用いることとする。
- 4 平成 31 年度の保険者努力支援制度交付見込額の算定にあたっては、県で把握している各市町村の実績数値等によることとする。

##### 第 2 予算規模

保険者努力支援制度（都道府県分）交付額の範囲内とする。

### 第3 体制構築加点

交付額の算定に用いる体制構築加点については次のとおりとする。

保険者規模（平成30年6月1日現在の被保険者数。退職被保険者を含む）	体制構築加点
① 被保険者数1千人未満	250点
② 被保険者数1千人以上1万人未満	200点
③ 被保険者数1万人以上5万人未満	150点
④ 被保険者数5万人以上10万人未満	100点
⑤ 被保険者数10万人以上	50点

### 第4 評価指標及び点数

#### 1 賦課限度額

法定どおりの賦課限度額の設定（平成30年度の実績を評価）

達成基準	加点
① 賦課限度額について法定どおり設定しているか。	20点
② ①の基準は達成していないが、1期前までの法定額で設定しているか。	5点

（留意点）

- 平成30年3月23日付け国医第3421-1号「平成30年度国民健康保険事務担当組織及び国民健康保険税率等の状況について（照会）」の調査結果により評価

#### 2 保険税の軽減割合

低所得者対策として7・5・2割軽減の実施（平成30年度の実績を評価）

達成基準	加点
低所得者対策として7・5・2割軽減を実施しているか。	20点

（留意点）

- 平成30年3月23日付け国医第3421-1号「平成30年度国民健康保険事務担当組織及び国民健康保険税率等の状況について（照会）」の調査結果及び「平成29年度における国民健康保険事業の実施状況報告」の回答により評価

#### 3 保険税収納率の向上

（1）口座振替納付の促進（平成29年度の実績を評価）

達成基準	加点
① 普通徴収に係る口座振替世帯数の割合が県平均を10ポイント以上上回るか。	30点

② ①の基準は達成していないが、普通徴収に係る口座振替世帯数の割合が県平均を上回るか。	15 点
③ 前年度（平成28年度）の実績と比較し、普通徴収に係る口座振替世帯数の割合が5ポイント以上伸びているか。	10 点

(留意点)

- ・複数算定可。（達成状況及び前年度比の伸び率をあわせて評価する。）
- ・「平成29年度における国民健康保険事業の実施状況報告」の回答により評価
- ・口座振替世帯数の割合は普通徴収に係るものとする。

(2) 現年度課税分の確実な徴収（平成 29 年度の実績を評価）

達成基準	加点
① 保険者規模ごとの現年度収納率目標（下表A）を達成しているか。	30 点
② ①の基準は達成していないが、保険者規模ごとの現年度収納率目標を2ポイント以上下回らないか（下表B）。	10 点
③ 前年度（平成28年度）の実績と比較し、現年度収納率が1ポイント以上向上しているか。 （平成29年度の収納率が100%である場合を含む）	10 点
④ ③の基準は達成していないが、前年度（平成28年度）の実績と比較し、現年度収納率が0.5ポイント以上向上しているか。	5 点

(留意点)

- ・複数算定可。（達成状況及び前年度比の伸び率をあわせて評価する。）
- ・平成29年度事業年報により評価

【保険者規模ごとの現年度収納率目標】

保険者規模	現年度収納率 目標 (A)	収納率目標-2% (B)
① 被保険者数1万人未満	94.0%以上	92.0%以上94.0%未満
② 被保険者数1万人以上5万人未満	93.0%以上	91.0%以上93.0%未満
③ 被保険者数5万人以上10万人未満	92.0%以上	90.0%以上92.0%未満
④ 被保険者数10万人以上	91.0%以上	89.0%以上91.0%未満

※「埼玉県国民健康保険運営方針（平成29年9月）」による

(3) 滞納繰越分の確実な徴収（平成 29 年度の実績を評価）

達成基準	加点
① 保険者規模ごとに下表の滞納繰越分収納率を達成しているか。	30 点

② 前年度（平成28年度）の実績と比較し、滞納繰越分収納率が5ポイント以上向上しているか。 （平成29年度の滞納繰越分収納率が100%である場合を含む）	10点
③ ②の基準は達成していないが、前年度（平成28年度）の実績と比較し、滞納繰越分収納率が2ポイント以上向上しているか。	5点

（留意点）

- ・複数算定可。（達成状況及び前年度比の伸び率をあわせて評価する。）
- ・平成29年度事業年報により評価

#### 【保険者規模ごとの滞納繰越分収納率】

保険者規模	滞納繰越分収納率
① 被保険者数1万人未満	23.0%以上
② 被保険者数1万人以上5万人未満	22.0%以上
③ 被保険者数5万人以上10万人未満	21.0%以上
④ 被保険者数10万人以上	20.0%以上

※「平成30年度埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金のうち県繰入金）交付基準」に同じ

（4）徴収できない事案の確実な停止処理（平成29年度の実績を評価）

達成基準	加点
① 不納欠損額のうち滞納処分停止済み事案の割合が100%に達しているか。	30点
② ①の基準は達成していないが、不納欠損額のうち滞納処分停止済み事案の割合が90%を上回るか。	10点

（留意点）

- ・「平成29年度市町村税収入未済額に関する調べ」（県市町村課照会）により評価

#### 4 レセプト点検の充実強化

レセプト点検効果割合（平成29年度の実績を評価）

達成基準	加点
① レセプト点検（内容点検）の効果割合が県平均を上回るか。	20点
② レセプト点検（内容点検）の効果割合が前年度（平成28年度）の効果割合を上回るか。	10点

（留意点）

- ・複数算定可。（達成状況及び前年度比の伸び率をあわせて評価する。）
- ・「平成29年度における国民健康保険事業の実施状況報告」の回答により評価

## 5 データヘルスの推進

データヘルス計画に基づくP D C Aサイクルに基づく保健事業の実施（平成 30年度の実績を評価）

達成基準	加点
① データヘルス計画に基づくP D C Aサイクルに基づく保健事業の実施に当たり、埼玉県国民健康保険団体連合会の支援・評価委員会を活用しているか。または、県保健所で実施するデータ活用研修会に参加しているか。	10 点
② データヘルス計画に係る平成30年度の個別の保健事業について、データヘルス計画の目標等を踏まえた評価指標が設定されているか。かつ、平成29年度の個別の保健事業について、定量的な評価指標に基づき評価を行っているか。	10 点
③ K D B等各種データベースを活用し、データヘルス計画に係る保健事業の実施・評価に必要なデータ分析（医療費分析を含む。）を行っているか。	10 点

（留意点）

- ・複数算定可。
- ・①の支援・評価委員会の活用状況は、平成30年度国保ヘルスアップ事業申請状況により評価する。
- ・①の研修会の参加状況は、狭山・川口・春日部・熊谷の各拠点保健所で実施した勉強会の出欠を確認する（第1回研修会参加状況）。
- ・②については、平成31年度保険者努力支援制度（市町村分）の国保固有の指標2②及び③で該当となった市町村を評価する。
- ・③については、平成31年度保険者努力支援制度（市町村分）の国保固有の指標2⑦で該当となった市町村を評価する。

## 6 特定健康診査受診率の向上

（1）特定健康診査受診率（平成 28 年度の実績を評価）

達成基準	加点
① 特定健康診査の受診率が県平均受診率を5ポイント以上上回るか。	30 点
② ①の基準は達成していないが、特定健康診査の受診率が県平均受診率を上回るか。	15 点

③ 前年度（平成27年度）の実績と比較し、特定健康診査の受診率が5ポイント以上伸びているか。	10点
④ 直近3年間（平成26年度～28年度）連続して特定健康診査の県平均受診率を上回るか。	10点

（留意点）

- ・複数算定可。（達成状況及び前年度比の伸び率及び3年間の状況をあわせて評価する。）
- ・平成28年度の法定報告（確定値）による。

（2）診療情報提供事業の実施状況（平成29年度の実施状況进行评估）

達成基準	加点
診療情報提供事業を実施しているか。	20点

（留意点）

- ・平成29年度特定健診に係る診療情報提供事業の実施結果（埼玉県医師会集計）により評価

## 7 特定保健指導実施率の向上

特定保健指導実施率（平成28年度の実績进行评估）

達成基準	加点
① 特定保健指導の実施率が県平均実施率を5ポイント以上上回るか。	30点
② ①の基準は達成していないが、特定保健指導の実施率が県平均実施率を上回るか。	15点
③ 前年度（平成27年度）の実績と比較し、特定保健指導の実施率が5ポイント以上伸びているか。	10点
④ 直近3年間（平成26年度～28年度）連続して特定保健指導の県平均実施率を上回るか。	10点

（留意点）

- ・複数算定可。（達成状況及び前年度比の伸び率及び3年間の状況をあわせて評価する。）
- ・平成28年度の法定報告（確定値）による。

## 8 糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施

埼玉県国民健康保険団体連合会との共同事業（平成30年度の実施状況进行评估）

達成基準	加点
① 埼玉県国民健康保険団体連合会との共同事業方式により、糖尿病性腎症重症化予防対策事業を実施しているか。	30 点
② ①の基準は達成していないが、糖尿病性腎症重症化予防プログラム（日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚生労働省）に基づく糖尿病性腎症重症化予防対策事業を実施しているか。	25 点

(留意点)

- ・①については、埼玉県国民健康保険団体連合会との共同事業（生活習慣病重症化予防対策（糖尿病性腎症重症化予防対策事業））の実施状況により評価する。
- ・②については、糖尿病性腎症重症化予防プログラム（日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚生労働省）「3プログラムの条件」の各項目の実施状況により評価する。

## 9 健康長寿埼玉プロジェクトの推進

(1) 健康長寿埼玉プロジェクトに基づく事業（平成 29 年度の実施状況の評価）

達成基準	加点
健康長寿埼玉プロジェクトに基づく事業（埼玉モデルまたはとことんモデル）を実施しているか。	20 点

(留意点)

- ・平成 29 年度に健康長寿埼玉モデル補助金の交付決定を受けている市町村を評価

(2) 埼玉県コバトン健康マイレージへの参加（平成 30 年度の実施状況の評価）

達成基準	加点
埼玉県コバトン健康マイレージ事業を実施しているか。	30 点

(留意点)

- ・平成 30 年 8 月 31 日までに埼玉県コバトン健康マイレージ事業に参加表明した市町村を評価する。

## 10 医療費適正化及び適用適正化の取組

(1) ジェネリック医薬品の使用促進（平成 29 年度の実施状況の評価）

達成基準	加点
ジェネリック医薬品の数量シェアが、県平均を上回るか。	30 点

(留意点)

- ・平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月診療分のジェネリック医薬品数量シェア（出典 国保

総合システム「数量シェア集計ファイル」)により評価

(2) 適用適正化調査の実施状況(平成29年度の実施状況を評価)

達成基準	加点
① 適用適正化調査(二重加入、無保険、居所不明、擬制世帯)を4項目実施しているか。	20点
② ①の基準は達成していないが、適用適正化調査を3項目実施しているか。	5点

(留意点)

- 平成30年3月23日国医第3379号「平成29年度国民健康保険適用適正化調査の報告書の提出について(通知)」の回答により評価